

新宿区広告掲載ガイドライン

平成 26 年 4 月 1 日
26 新 総 合 行 第 8 号
新 宿 区 長 決 定

(趣 旨)

第 1 条 このガイドラインは、新宿区における広告掲載の原則及び基準を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 区が保有する不動産、物品等及び公式ホームページ（新宿区ホームページ運営要領（平成 13 年 3 月 29 日 13 新企広第 651 号）第 1 条に規定する公式ホームページをいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に区以外のものによる広告を掲載することをいう。
- (3) 部長等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部の長、会計管理者、教育委員会事務局次長、中央図書館長並びに選挙管理委員会事務局及び監査事務局の長をいう。

(広告掲載の原則)

第 3 条 部長等は、次条から第 8 条までに定める基準及び関係法令に従い、並びに広告掲載をする広告が区民に与える影響、社会通念、社会経済状況等を十分に考慮し、広告掲載をしなければならない。

2 部長等は、広告掲載をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 掲載する目的
- (2) 掲載する広告媒体
- (3) 掲載する基準
- (4) 掲載の募集及び申込みの方法
- (5) 掲載の審査の方法
- (6) 掲載料の額、減額又は免除の基準、納付方法、返還その他掲載料に関すること。
- (7) 掲載の取消しの要件、方法等
- (8) 掲載しようとするものによる苦情の処理、損害賠償その他の責務
- (9) その他必要と認める事項

3 部長等は、広告掲載の申込みをするものに対し、広告及び広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うことを求めるものとする。

(広告掲載の申込みをすることができるものに関する基準)

第 4 条 広告掲載の申込みをすることができるもの（そのものが広告代理店であるときは、広告主を含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続を受けているもの
- (2) 反社会的な問題（法律・規範など社会のルールを侵して他人や社会に迷惑や損害を与えることをいう。）を起こし、申込みの時点において、当該問題が解決されていないと認められるもの

- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体が実施する競争入札において、指名停止等の措置を受けているもの
 - (4) 租税その他の公課を滞納しているもの
 - (5) 新宿区暴力団排除条例（平成 24 年新宿区条例第 59 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者がその経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (6) 無資格・無許可・無届など、広告に係る事業の法律要件を満たしていないもの
 - (7) 広告に係る事業に関し行政機関の監督又は指導を受け、それに従わないもの
 - (8) 無差別に電話勧誘する販売方法を専業としているもの
 - (9) 官公庁や他企業などと誤認されるおそれのある名称を使用しているもの
 - (10) 登記されていない法人の名称を名乗り、又は他人の名義で広告するもの
 - (11) 活動実態のないペーパーカンパニーであるもの
 - (12) その他関係法令に違反しているもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、部長等が不適當と認めるもの
- （広告の対象に関する基準）

第 5 条 広告掲載をする広告は、その対象が次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切なもの
- (2) 無資格・無許可・無届など、法律要件を満たしていないと認められるもの
- (3) 個人情報収集のみを目的とするもの
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条の規定による景品類の制限若しくは禁止又は同法第 5 条の規定による不当な表示の禁止に違反していると認められるもの
- (5) いわゆる催眠商法、モニター商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、ネガティブ・オプション、点検商法など、不良商法とみなされる取引によるもの
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する連鎖販売取引又は業務提供誘引販売取引と認められる取引によるもの
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業と認められるもの
- (8) 国内の公営競技及び宝くじを除くギャンブルと認められるもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各項に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は接客業務受託営業と認められるもの
- (10) 法律に定めのない医業類似行為と認められるもの
- (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に定める貸金業に関するもの
- (12) 投機的商品と認められるもの
- (13) 手形割引業に関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受け等に関するもの
- (15) 興信所、探偵事務所等の業務に関するもの
- (16) 占い、運勢判断等に関するもの
- (17) 宗教団体による布教推進を目的とするもの（宗教団体の広告を含む。）
- (18) 政治団体による政治活動を目的とするもの（政党及び政治資金団体の広告を含む。）
- (19) 名刺広告（個人若しくは法人の名称、所在地又は連絡先のみを周知を目的とするもの及び年賀、慶弔、時候その他これに類する挨拶を目的とするものをいう。）と認めら

れるもの

- (20) その他関係法令に違反しているもの
- (21) 前各号に掲げるもののほか、部長等が不相当と認めるもの
(広告の内容に関する基準)

第6条 広告掲載をする広告の内容は、次に掲げる要件（公式ホームページにバナーを表示する広告については、第1号に掲げる要件を除く。）に該当するものでなければならない。

- (1) 広告主の正式名称、所在地及び電話番号が明示されていること。ただし、部長等が認めた場合にあっては、所在地及び電話番号の代わりに URL 等を表記することができる。
- (2) 広告の内容は、目的が明瞭で分かりやすい情報を正確に伝えるものであること。
- (3) 知的財産権、肖像権等の他者が持つ権利を使用する場合は、その使用方法等が適正であること。
- (4) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- (5) 自己又は自己の製品若しくはサービスと他者又は他者の製品若しくはサービスを比較する表現を用いる場合は、具体的事実に基づく客観的根拠を明示すること（個人の感想などは認められない。）。
- (6) 無料の参加型又は体験型の広告で、実費等の費用がかかる場合は、その金額を明示すること。
- (7) 別表に定める業種別の基準に違反していないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、部長等が別に定める基準に違反していないこと。

(広告の表現に関する基準)

第7条 広告掲載をする広告の表現は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 個人又は団体の主義主張に関する表現（公開質問状その他自らの主義主張を表現せず、一方的に回答を要求するものを含む。）
- (2) 他者を誹謗し、中傷し、又は排斥するなど、人権を侵害し、差別を助長し、又は名誉を毀損するおそれがある表現
- (3) 次に掲げる虚偽の表現又は虚偽と誤認されるおそれがある表現
 - ア 紛らわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確な表現
 - イ 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威付けをする表現
 - エ 取引等に関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現
- (4) 非科学的な表現又は迷信に基づく表現で、人を惑わせ、又は不安を与えるおそれがある表現
- (5) いたずらに射幸心や購買心をあおる表現
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある表現
- (7) 国、地方公共団体及びその他の公共機関が推奨する商品又はサービスであると誤認されるおそれがある表現
- (8) 宗教性又は政治性のある表現（初詣、節分、七五三、クリスマスなど、習俗的な行事として広く受け入れられているものを除く。）

- (9) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、又は該当するおそれがある表現
- (10) その他広告に関する法令等に違反し、若しくは違反を誘発し、又はそれらのおそれがある表現
- (11) 国及び地方公共団体の行政運営を妨げる表現又はそのおそれがある表現
- (12) 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必要性のない表現
- (13) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- (14) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- (15) わいせつ性を連想させ、又は想起させる表現
- (16) 人体、精神又は教育に有害な表現
- (17) 具体的事実に基づく客観的根拠を明示せず、自己又は自己が提供する商品若しくはサービスの優位性や絶対性を主張する表現
- (18) 前各号に掲げるもののほか、部長等が不相当と認める表現
(広告に掲載されるリンク先の内容に関する基準)

第8条 前3条の規定は、広告に掲載されるホームページアドレスに係るウェブページについて準用する。

附 則

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和元年12月12日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	業種	基準
1	ギャンブル	オッズ、配当金若しくは当たり券の予想又は攻略法を紹介する内容でないこと。
2	金融商品	(1) 将来の利益が確実であること又は保障されていることを誤認させる表現がないこと。 (2) 利益について記載する場合には、予測に基づくものである旨を明記すること。 (3) 元本保証がないなどのリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。
3	教育関連	(1) 海外留学の主催・あっせんを行う業者を広告主とする場合は、留学先の養育機関と連携しているなど実態が明確であり、かつ、旅行業法（昭和27年法律第239号）に抵触しないものであること。 (2) 学習塾、家庭教師派遣等、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に定める役務の提供業者を広告主とする場合は、契約に関わる概要書面と契約書面を契約者に交付し、又は開示しているものであること。 (3) 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年も併せて表示すること。 (4) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いた事業について、その実態、内容又は施設が不明瞭なものでないこと。 (5) 外国大学の日本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明記すること。 (6) 資格講座の広告において、それが民間資格である場合には、その旨及び資格を発行する団体名を明記すること。 (7) 資格講座の広告において、国家資格における国家試験など、講座の受講のみによる資格の取得ができない場合には、その旨を明記すること。 (8) 商品及び材料の売付けや資金集めを目的とする内容でないこと。 (9) 授業料、受講費等が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示がないこと。
4	販売関連	通信販売については、会社概要、カタログ等の内容を踏まえ、部長等が適切であると判断するものであること。
5	人材派遣業	厚生労働大臣の許可又は届出の番号を明記すること。
6	求人広告	(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等の関連法規を遵守していること。 (2) 労働基準監督署長の許可を受けた企業を除き、年少者（満15歳未満の者をいう。）の者を求人する内容でないこと。

		(3) 求人を装い、実際は出資者又は出資金の募集や商品 を売り付けること、生徒の募集等を目的とするものでない こと。
		(4) 広告主が職業紹介事業者である場合は、厚生労働大臣 の許可を受けた事業者であること。
		(5) タレント、モデル、劇団員等を求人する広告であって、 その内容が求人又は養成所若しくは教室の生徒募集のいず れに該当するか不明瞭なものでないこと。
7	アルコール飲料	未成年者の飲酒の禁止に係る文言を明記すること。
8	医療関連	(1) 医療法第 6 条の 5 から第 6 条の 7 の 2 までの規定によ り広告することができる事項以外の表示がないこと。
		(2) 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関す る広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等につい て（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号）等の規定 を遵守していること。
9	あん摩マッサージ 指圧、はり、きゅう 及び柔道整復	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関す る法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法 （昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告す ることができる事項以外の表示がないこと。
		(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項の表示 がないこと。
10	医薬品・医療機器	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条までの規定及び医薬品等適正広告基準（平成 29 年 9 月 29 日付け薬生発 0929 第 4 号）その他関係規程を遵守し ていること。
		(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載す ること。
		(3) 広告主が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の 薬務担当部署において、広告内容が適法・適正であること についての了解を得ること。
11	獣医師・動物病院	獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 17 条の規定により 広告することができる事項であること。
12	健康食品	(1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条、医薬 品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す る法律第 66 条から第 68 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条その他関係規程を遵守していること。
		(2) 法令等により認められている表示事項の範囲を超えて おらず、かつ、法令等により定められている表示すべき事 項が記載されていること。
		(3) 広告主が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の 薬務担当部署及び食品担当部署において、広告内容が適法・ 適正であることについての了解を得ること。

13	エステティック	(1) 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）等の関連法令に抵触するサービスを行っていないこと。
		(2) 広告主が一般社団法人日本エステティック振興協議会を構成しているいずれかの業界団体に加入していること。
14	介護サービス 高齢者福祉サービス	(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別して表示すること。
		(2) 介護老人保健施設については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 98 条の規定により広告することができる事項以外の表示がないこと。
		(3) 高齢者向け入居施設については、公的施設のほか、地方公共団体の指定又は認定を受けている施設であること。
		(4) 有料老人ホーム及びグループホームについては、厚生労働省の指針に基づく事項を広告中に明記すること。
		(5) サービス付き高齢者向け住宅については、介護施設・有料老人ホームと誤認を与える表示がないこと。
		(6) 経営主体が医療機関であるサービス付き高齢者向け住宅については、医療又は病院の広告と認められる内容でないこと。
15	不動産	(1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、不動産の表示に関する公正競争規約（平成 17 年 11 月 10 日公正取引委員会告示第 23 号）その他の関連規定を遵守していること。
		(2) 広告主の名称、所在地、許認可番号等を明記すること。
		(3) 不動産の売買又は賃貸の広告については、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
		(4) 不動産の表示に関する公正競争規約及び同規約による表示規制を遵守していること。
		(5) 広告の内容が新築の共同住宅の売買に係るものである場合は、新築工事を請け負った建設業者名を明記すること。この場合において、建設業法第 22 条第 3 項の規定により一括請負をした場合は、実際に施工した建設業者名を明記すること。
16	ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、法令等に基づき必要な許可等を受けていること。
17	書籍、DVD、テレビゲーム、映画、興業等	(1) 広告だけでなく、商品の表現が第 7 条各号に該当しないこと。
		(2) 書籍、DVD 等については市販を、映画、興業等については一般公開を行っており、又は行う予定であること。
		(3) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみ誇張した表現等がないこと。
		(4) 年齢制限など一部規制を受けるものは、その旨を明記すること。

18	墓地等	都道府県知事又は市区町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
19	弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等	(1) 監督団体等の定める広告規制に基づいたものであること。
		(2) 弁護士については、所属する弁護士会の名称などの所属する監督団体を明記すること。
		(3) 債務整理のみに関する内容でないこと。
20	旅行業	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償の内容については、詳細を記載したホームページ等の URL の表示をもって代えることができる。
21	古物商、リサイクルショップ等	(1) 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく古物商許可番号を明記すること。
		(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定による市区町村長の許可を得ていない者は、廃棄物を処理することができる旨の表示がないこと。
22	募金等	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 114 条の規定による認可その他厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け、その旨を明記すること。
23	トランクルーム等	倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 25 条の規定により、トランクルームが優良である旨の認定を受け、その旨を明記すること。
24	自動車等販売広告	(1) 一般社団法人自動車公正取引協議会の定める自動車公正競争規約に基づく適正な表示を行うこと。
		(2) 販売価格を表示する際は、当該表示価格に、保険料、税金（消費税を除く。）及び登録諸費用が含まれていないことを明記すること。
25	害虫駆除等	会社概要書、サービスの内容の説明書、料金表等の内容を踏まえ、部長等が適切であると判断するものであること。
26	チケット等再販売	個々の相場、金額等の表示がないこと。

備考

- 1 旅行業者が主催する海外留学に係る広告は、この表の旅行業の項に定める基準を適用する。
- 2 介護、食事サービスなど生活支援サービスが付いていない施設に係る広告は、この表の不動産の項に定める基準を適用する。